【事件名】学校法人原田学園事件（広島高裁岡山支部平成30．3．29判決）

～視覚障害を有する准教授に対する職務及び研究室の変更命令の適法性が争われ，
いずれの変更命令も権利の濫用で無効と判断された事例～

どんな事件ですか？

○　本件は，視覚障害を有する准教授Ａが，授業に関する苦情が学生から出ていることを理由に授業から外され，学科事務のみの担当とされたこと（職務変更命令），研究室から事務室に移動させられたこと（研究室変更命令）がいずれも違法無効であると，変更命令に従う義務のないことの確認等を求めた事件です。

何が問題となったのですか？

○　Ａは，私費で視覚補助の補佐員を雇っていましたが，苦情が出た授業は補助を受けていませんでした。今後は，補助を受け授業をすると改善策を示しました。

○　本件では，①変更命令は配転命令に当たるか，②当たれば変更命令に必要性や合理性はあったかが問題となりました。

裁判所はどう判断したのですか？

1　変更命令は配転命令に当たるか否かについて，次のように判断されました。

職務変更命令は職務の内容を変更するものであり，研究室変更命令は職務変更命令を前提として勤務場所の変更を命じるものであるから，全体として配転命令の性質を有する。

2　変更命令の必要性や合理性の有無について，次のように判断されました。

学園が職務変更命令の必要性として指摘する授業に関する苦情（授業内容，学生の問題行動，授業中の飲食）については，各種の取組み等による授業内容の改善や，補佐員による視覚補助により解決可能であり，職務変更命令の必要性は存在しない。

研究室の備品等を全て事務室に移すのは不可能であり，従って，事務室のみを研究室として使用することは困難であるから，研究室変更命令はそれ自体としても合理性を欠く。

3　本事件の結論

配転命令である変更命令は，業務上の必要性を欠いており，かつ，労働者に対する処遇として合理性を欠くものであり，Ａに対し，通常甘受すべき程度を著しく超える精神的苦痛を負わせるものであると認められ，権利濫用に当たり，いずれも無効である。

なお，この判決は最高裁で確定しています(上告棄却・不受理　平成 30 年 11 月 27 日決定)。

4　なお，障害者である労働者への合理的配慮に関して，次のように判示しました。

視覚補助の在り方をどのように改善すれば，学生の問題行動を防止することができるかを，Ａの所属する学科全体で検討・模索することが，障害者に対する合理的配慮の観点から望ましい。

この判例で注目すべきところは何ですか？

○　配転命令は，業務上の必要性がない場合や必要性があっても労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる場合は，権利濫用に当たり無効となります。

○　事業主には，過重な負担とならない範囲で，障害者が職場で働くに当たって支障となっている事情を改善する措置を講じる義務があります。(職場における合理的配慮の提供義務，平成 28 年 4 月 1 日改正施行された障害者の雇用の促進等に関する法律第 36 条の 3)

○　本件は,同法が改正施行される前に発生した事件ですが，裁判所は，上記4のとおり判示しており，障害者である労働者への合理的配慮について参考となる判例です。